

「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な 支援のスキームについて」 (案)

平成 23 年 8 月 5 日

環 境 省

はじめに

循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル関連法令により、「循環型社会」形成への取組が進展してきた。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）についても累次の法改正により産業廃棄物処理の構造改革を推進してきた。

これらに基づく排出事業者や廃棄物処理業者を含めた関係者の適正処理の取組の強化により、新規に発覚する不法投棄件数及び投棄量はピーク時に比べて件数・量とも半分以下となった。また、産業廃棄物の最終処分量も減少した。

しかしながら、新たに発覚する不法投棄事案の件数及び投棄量は未だ件数で 3 百件程度、量で 6 万トン程度、不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の残存事案は件数で 2 千 6 百件弱、量で 1 千 7 百万トン強ある。新たに発覚する不法投棄等は件数、量ともに減少傾向にあるが、残存事案については、件数は減少傾向にあるが量は横ばいの状況にある。

こうした不法投棄等の現状の下、今なお住民の産業廃棄物処理に対する不信感が大きく、廃棄物最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地が困難となるという悪循環は続いている。国では平成 22 年にも法改正を行い、さらに規制等の強化、整備を図ったところではあるが、一朝一夕での解決は難しく、廃棄物処理の構造改革は未だ途上にある。

また、昨今の資源価値の大幅な市況変動により、今後の新たな不法投棄等が懸念される。

不法投棄等に係る対策は、法に基づく規制や取り締まりをさらに一層迅速かつ厳正に行うことに加え、地域住民を含めた地域の関係者の協力の下、廃棄物の減量化の推進、適正な処分・リサイクル体制の確保、施設整備の促進、優良な処理業者の育成等、産業廃棄物全般の施策と一体となって進めるべきものであり、これらにより不法投棄等をさせない社会環境を作り上げていくことが必要である。

特に、個々の不法投棄等の事案に対しては、都道府県等による監視の強化等による未然防止対策が第一であり、一旦不法投棄等が行われた場合には、法的強制力の伴わない行政指導を繰り返すことなく、早期に法的効果を伴う行政処分を行う等により不法投棄等の拡大を防止することが必要である。

さらに、不法投棄等をされた産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」という。）の除去又はその発生の防止（以下「支障除去等」という。）は、まずはその不適正な処分を行った者等（以下「行為者等」という。）の責任で行わせる

のが原則であり、支障等がある場合には都道府県等が行う行政処分等により速やかに対応させることが必要であり、行為者等の対応が不十分な場合には、早期に行政処分を行う等により対応させる必要がある。

その上で、これら支障除去等事業の実施に当たっては、行為者のみによっては実施が困難又は不十分であり、排出事業者等に支障除去等の措置をとらせることが適当であるときは、引き続き、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及し、なおその上で行為者等が不明あるいは当該事業を行わせる資力がない場合には、行政が代執行により支障除去等事業を行い、地域の生活環境を保全することが極めて重要である。

行政が代執行により支障除去等事業を行う場合、当該都道府県等がすべてを負担することは、多くの場合、他地域からの産業廃棄物が含まれていること、そのような支障除去等事業について、いずれかの事業者が排出した産業廃棄物の処理すべてを地域住民の税金で負担することについてコンセンサスが得られないこと、都道府県等の財政的な負担が大きくなること等から困難であり、何らかの支援を行う必要がある。

1. 不法投棄等の現状とこれまでの取組

(1) 制度制定時の状況

ア 生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会における検討

平成3年に廃棄物処理法改正案が内閣から提出され、国会で審議が行われた。改正案の主な内容は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の規定が追加され、併せて特別管理産業廃棄物を対象に産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度が導入するものであった。しかしながら、参議院での審議において、全ての産業廃棄物をマニフェストの対象にすべきだといった意見や、不法投棄に対する国の積極的な対応を求める意見が多く出された。これを受け、与野党協議のうえ、参議院厚生委員会の審議において、修正案が提出され、全会一致で可決された。この改正で廃棄物処理法附則第2条に次の一条が追加された。

（検討）

第2条 政府は、廃棄物の処理の実態を勘案して、産業廃棄物管理票制度の適用範囲及び廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策について、速やかに検討を加えるものとする。

これを受け、厚生省においては、全ての産業廃棄物をマニフェストの対象にすること及び廃棄物の不法投棄等への対応について検討を始めた。その後ほぼ毎年のように法改正が行われた。

産業廃棄物の不法投棄等については、平成9年の廃棄物処理法の改正により、平成

10年6月17日以降に発生した不法投棄等を対象に、不法投棄等の原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合に産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金から支障除去等に必要な費用の3/4を都道府県等に対して支援する制度（以下「基金」という。）が創設された。

法改正を前に産業廃棄物の制度について審議を行っていた生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会の報告「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」（平成8年9月18日）では、「廃棄物の処理をめぐっては、不法投棄をはじめ不適正な処理がなされるケースが跡を絶たず、その結果、さらに最終処分場等処理施設の確保が困難になるなど適正処理を確保する環境整備が十分でないといった悪循環に陥っており、このままでは生活環境や産業活動に重大な支障を生じかねないという深刻な問題を抱えるところとなっている。」と記載されており、不法投棄が社会に与える影響が大きかったことがうかがえる。

同報告では、不法投棄未然防止への取り組みが重要であり、優良な処理事業者の育成についてもふれた上で、原状回復措置の仕組みについては、原因者が不明等であって生活環境保全上問題となるような場合には、都道府県等が直接不法投棄等の不適正処理に係る原状回復をさらに迅速かつ円滑に行うことができるよう、当該原状回復に必要な資金を手当てする制度を社会システムとして構築することが必要であるとし、費用負担についても不法投棄の未然防止や原因者の徹底究明を行ってもなお生じる原因者が不明等の場合の原状回復については、原因者に費用負担を求めることができないため、その費用を何らかの形で措置する必要があるとし、あり方や費用徴収の方法についても例示し記載している。

イ 原状回復制度研究会における検討

同報告を受けて厚生省は原状回復制度研究会を設け、具体的な措置のあり方について検討を進め、平成9年1月に「原状回復措置のあり方について」が報告された。

研究会報告では、原状回復制度の必要性、基本的な仕組みについて述べた後、原状回復費用の手当ての基本的な考え方について、上記専門委員会報告における意見を概ね以下の3つの考え方に整理された。

- ① 産業廃棄物は産業活動によって生じたものであることから、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき。
- ② 適正処理を行ったことが確認された者を除く排出事業者が負担すべき。
- ③ 産業界だけでなく、行政も負担をすべき。

さらに、これらの考え方について検討を行い、住民の安全や健康の保持の観点から原状回復措置を行う都道府県等と、産業廃棄物処理の観点から一定の役割を担うべき産業界が双方で負担、協力し、構築することが適当と考えられるとした上で、強制徴収を前提とするような形で費用負担を求めることについては、

- ・ 不法投棄が明らかに特定の業種に特に集中して生じているという状況において、全ての事業者に対して一律に負担を強制することについては公平性の面で問題があること。
- ・ 個々の事業者から一定の基準に基づき厳密に費用を徴収する場合には、徴収に係る事務コストが膨大になる等徴収の効率性や実効性の面で問題があること

- ・ 不法投棄のように故意の不法行為によりもたらされた結果に対して、これと全く関係のない適正に処理を行っている事業者にまで負担を強制するに足る十分な理由に乏しく、関係者の理解が得られにくいこと

等から困難であると考えられるとされ、原状回復費用については、むしろ、産業界に対して、産業廃棄物の適正な処理システム確立のための社会的なコストとして、自主的な拠出を求めていくべきであると考えられるとされた。

この場合、産業界からの拠出が安定的に行われることを担保する何らかの仕組みが必要であり、その際、不法投棄問題の中に占める位置づけを考慮し、業種によっては、とりわけ積極的な役割を果たすことが望まれ、任意の拠出を前提とするのであれば、産業界の中でも業種により産業廃棄物の処理や不法投棄、さらにはその取引実態が異なることを考慮し、各事業者からの資金の拠出の方法等については、公平かつ効率的に資金を集めるという観点から、それぞれの業界に委ねるべきものと考えられるとされ、現行制度の基本的な方向が示された。

これをうけ、平成9年の廃棄物処理法改正で原状回復のための措置として、他の制度改正とともに組み入れられ、平成10年6月17日の改正法施行から実施されることとなった。

(2) 不法投棄等へのこれまでの取組

ア 国の取組

国においては、各種リサイクル関連法令の制定や平成9年以降の廃棄物処理法改正など法改正を頻繁に行うとともに、様々な施策を実施することにより、不法投棄等の撲滅に積極的に取り組んできた。

具体的な廃棄物処理法改正の内容としては、暴力団員排除等の産業廃棄物処理業の許可要件の厳格化、マニフェストの義務付けや命令の対象者の拡大等の排出事業者責任の強化、廃棄物の野外焼却や指定有害廃棄物の処理基準制定などの不適正処理の禁止、廃棄物処理施設の設置許可要件の追加、基金の創設や都道府県知事等による代執行など原状回復措置の強化、不法投棄等に対する罰則の強化などがある。

また、具体的な施策としては、都道府県等と連携した全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を中心とした監視・普及啓発活動等の実施、専門家の派遣による都道府県等における行政対応の支援、不法投棄ホットラインの設置、不法投棄等に起因する支障除去等の支援など、がある。

イ 都道府県等の取組

都道府県等においては、担当者の増員や警察職員の配置等により体制を強化し、パトロールの強化、監視員の委嘱、監視カメラの設置、各種啓発活動の実施、不法投棄専用電話の設置等を行うことにより、それぞれの地域性等を踏まえながら不法投棄等の撲滅に積極的に取り組んできた。

ウ 民間の取組

民間においては、各種リサイクル関連法令制定や廃棄物処理法改正などの流れを受け、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用、適正処理等に取り組んでおり、不法投棄の未然防止に貢献してきた。

また、不法投棄物の撤去や不法投棄の監視などに積極的に貢献している企業等もある。

(3) これまでの不法投棄等の支障除去等に対する支援の状況について

ア 支援の実績

基金による支障除去等事業に対する支援については、平成11年度の3件を皮切りに、平成22年度までの12年間に延べ78件の支援(一つの事案に対して複数年度にまたがって支援が実施される場合があることから、事案数では70事案となる。)が実施され、支援額の総額は約29億9千2百万円に上っている。

① 実施年度別

支援の実施年度別に見てみると、硫酸ピッチ等の不法投棄等の発覚件数がピークを迎えた時期である平成15年度が17件で最も多い。(表1参照)

【表1 基金の活用状況(年度別)】

(H23.3.31現在。以下同じ。)

事業年度	支援先	廃棄物種類	支援件数	支援額
H11	兵庫県、大阪府、和歌山県	硫酸ピッチ等	3件	9,867千円
H12	京都府、滋賀県、長野県、静岡県	がれき等	1件	487,182千円
		廃プラ等	2件	
		硫酸ピッチ等	1件	
H13	石川県、山梨県、静岡県、大阪府	硫酸ピッチ等	3件	305,239千円
		廃プラ等	1件	
H14	三重県、高知県、長野県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市	硫酸ピッチ等	7件	175,716千円
		混合廃棄物	1件	
H15	豊田市、青森県、静岡県、兵庫県、福岡市、愛媛県、神戸市、京都府、福岡県、埼玉県、松山市、千葉県、和歌山県	硫酸ピッチ等	15件	682,434千円
		混合廃棄物	1件	
		廃油	1件	

H16	埼玉県、千葉県、山形県、 横浜市、姫路市、徳島県、 岡崎市、兵庫県、鳥取県、 岩手県、北海道	硫酸ピッチ等 廃油 木くず 廃自動車ガラ 混合廃棄物	11件 1件 1件 1件 1件	494,073千円
H17	千葉県、青森県、愛知県、 茨城県、神奈川県、群馬県、 豊田市、福井県、石川県	混合廃棄物 硫酸ピッチ等 木くず	3件 5件 1件	246,814千円
H18	群馬県、豊田市、埼玉県、 大阪府、千葉県、岡山市、 福井県	混合廃棄物 硫酸ピッチ等	2件 5件	238,705千円
H19	岡山市、札幌市、山形県	硫酸ピッチ等 混合廃棄物 廃油	1件 1件 1件	50,399千円
H20	三重県、奈良市	混合廃棄物 硫酸ピッチ等	1件 1件	20,332千円
H21	三重県（H20年度の継続分） 山梨県、福岡県	混合廃棄物	3件	150,721千円
H22	静岡県、大分県、群馬県	廃油 混合廃棄物 廃タイヤ	1件 1件 1件	130,214千円※
合計			78件	2,991,696千円

※ H23 への繰り越し分を含む

② 廃棄物の種類別

また、廃棄物の種類別に見てみると、硫酸ピッチ等による支障除去等事業に対する支援が 52 件、約 9 億 8 千 4 百万円で最も多く、次いで、混合廃棄物による支障除去等事業に対する支援が 13 件、約 7 億 8 千 4 百万円となっている。（表 2 参照）

【表 2 基金の活用状況（廃棄物の種類別）】

廃棄物の種類	件数	割合	支援額	割合
硫酸ピッチ等	52 件	66.7%	983,688 千円	32.9%
廃プラ類等（非建設系）	1 件	1.3%	190,460 千円	6.4%
廃油	4 件	5.1%	182,198 千円	6.1%
廃自動車ガラ	1 件	1.3%	23,644 千円	0.8%
混合廃棄物（廃家電等）	1 件	1.3%	14,702 千円	0.5%

混合廃棄物	13件	16.7%	783,981千円	26.2%
廃プラ類等（建設系）	2件	2.6%	456,081千円	15.2%
木くず	2件	2.6%	231,032千円	7.7%
がれき類等	1件	1.3%	90,300千円	3.0%
廃タイヤ	1件	1.3%	35,610千円	1.2%
合計	78件	100%	2,991,696千円	100%

③ 行為者及び不法投棄等の場所別

a 硫酸ピッチ以外の事案

さらに、平成22年度までに支援を実施した70事案（支援件数では78件）について、硫酸ピッチとそれ以外の事案に分けて、行為者と不法投棄等の場所の状況を見てみると、まず硫酸ピッチ以外の事案は20事案あり、行為者別では、許可業者が行為者であるものが11事案、許可業者以外が行為者であるものが8事案、行為者不明が1事案となっている。なお、行為者の内訳並びにそれぞれの事案数、支援額は表3のとおりである。

【表3 基金支援事案における行為者の種類（硫酸ピッチ以外の事案）】

行為者		事案数	支援額
許可業者	中間処理業者	6事案	994,069千円
	最終処分業者	2事案	150,047千円
	収集運搬業者	3事案	52,064千円
	小計	11事案	1,196,180千円
許可業者以外	建設業者	1事案	90,300千円
	解体業者	3事案	284,933千円
	古物商	1事案	14,702千円
	その他	3事案	283,176千円
	小計	8事案	673,111千円
行為者不明		1事案	138,717千円
合計		20事案	2,008,008千円

また、硫酸ピッチ以外の事案について、不法投棄等の場所別に見てみると、中間処理施設等の産業廃棄物処理施設で不法投棄をされたものが9事案、産業廃棄物処理施設以外に不法投棄等をされたものが11事案となっている。なお、詳細は表4のとおりである。

【表4 基金支援事案における不法投棄等の場所の種類（硫酸ピッチ以外の事案）】

不法投棄等の場所		事案数	支援額
産業廃棄物処理施設	中間処理施設	5 事案	803,609 千円
	最終処分場	3 事案	352,779 千円
	積替保管場	1 事案	20,081 千円
	小計	9 事案	1,176,469 千円
産業廃棄物処理施設以外	自動車解体場	2 事案	59,254 千円
	木くず破碎場	1 事案	231,032 千円
	廃油蒸留施設	1 事案	44,834 千円
	空き地	1 事案	90,300 千円
	農地	2 事案	195,574 千円
	河川敷	1 事案	138,717 千円
	山林	2 事案	63,489 千円
	その他	1 事案	8,339 千円
小計	11 事案	831,539 千円	
合計		20 事案	2,008,008 千円

b 硫酸ピッチ事案

一方、硫酸ピッチ事案（50 事案）について、行為者別に見てみると、産廃処理業者等の許可業者によるものが 5 事案、軽油製造業者等許可業者以外によるものが 35 事案、行為者不明が 10 事案となっている。詳細は表 5 のとおりである。

【表5 基金支援事案における行為者の種類（硫酸ピッチ事案）】

行為者		事案数	支援額
許可業者	産廃処理業者	4 事案	69,335 千円
	産廃収集運搬業者	1 事案	9,160 千円
	小計	5 事案	78,495 千円
許可業者以外	元産廃処理業者	2 事案	48,009 千円
	無許可処理業者	1 事案	26,570 千円
	軽油製造業者等	7 事案	294,082 千円
	プラント機器販売業者	3 事案	32,567 千円
	その他	22 事案	321,455 千円

	小計	35 事案	722,683 千円
行為者不明		10 事案	182,510 千円
	合計	50 事案	983,688 千円

また、不法投棄等の場所別では、中間処理施設が1事案、工場等敷地内、倉庫内、その他の産業廃棄物処理施設以外において不法投棄等をされた事案は49事案となっており、倉庫内が最も多く、次いで山林、原野が多くなっている。詳細は表6のとおりである。

【表6 基金支援事案における不法投棄等の場所の種類（硫酸ピッチ事案）】

不法投棄等の場所		事案数	支援額
産業廃棄物 処理施設	中間処理施設	1 事案	17,488 千円
	工場等敷地内	6 事案	129,494 千円
産業廃棄物 処理施設以 外	倉庫内	16 事案	307,381 千円
	資材置き場	5 事案	249,461 千円
	住宅地内	3 事案	43,390 千円
	谷川	4 事案	46,011 千円
	山林・原野	10 事案	134,340 千円
	その他	5 事案	56,123 千円
	小計	49 事案	966,200 千円
合計		50 事案	983,688 千円

イ 支援に対する評価

このように基金が活用され、不法投棄等の不適正処理事案における生活環境保全上の支障除去等に成果をあげている。

基金は、都道府県等と産業界、国により支障除去等に要する費用を分担しあうこととなることから、行政代執行を都道府県等が単独や税金のみで行う場合に比べて住民の理解が得られやすい。これは、支障等の原因となった廃棄物が行政代執行を行う都道府県等の区域外から持ち込まれている事案が多く、支障除去等に要する費用を当該都道府県等のみが負担することは、当該原因となった廃棄物が排出された都道府県等の負担と比較し不公平感があるとの不法投棄等が行われた都道府県等の意見にもつながるものがある。

また、この基金が設立されるまでは、都道府県等はきわめて大規模な事案に対して必要な財源の確保に苦慮し、支障除去等を開始するまでに多くの時間を要した事例が

見られたが、基金の設立により、都道府県等が行政代執行に要する経費を円滑に確保することができるようになったことから、都道府県等が行政代執行の着手に躊躇し、支障除去等に時間を要し、事案が長期化するという事態を避けることができ、本来あるべき迅速な対応に貢献している。

2. 支援の必要性

これまで述べてきたような経緯、実績のある基金制度であるが、事業の支援を希望する事案が 15 事案あるものの、マニフェスト制度の浸透や都道府県等の未然防止対策の推進により、最近の状況を見ると、今後新たに出てくる支援対象となる事案は、年に 2、3 事案程度と考えられ、急激に増加していくことはないと考えられる。

ただし、これら 15 事案の中にはこれまで最終処分場として運営してきたが、適正に処理をすることが困難になる等の事情により、新たな事案となった例が含まれている。また、これまでに支援してきた事案について見ても、表 4 に記載したように、中間処理施設における事案が 5 事案、最終処分場における事案が 3 事案、積替保管施設における事案が 1 事案発生している。

環境省が都道府県等からの報告に基づき、平成 21 年度の不法投棄等の状況によると、平成 21 年度に新に判明した不法投棄の件数は 279 件であり、不法投棄量は 5.7 万トンであった。このうち、現に支障等があると報告されたものは 10 件、支障等調査中と報告されたものは 8 件あった。同様に不適正処理の件数は 187 件であり、不適正処理量は 37.9 万トンであった。このうち、現に支障等があると報告されたものは 8 件、支障等調査中と報告されたものは、7 件あった。

本懇談会におけるこれまでの議論で、産業界からは、拠出については、これまで事業者の社会貢献として拠出をしてきたが、平成 10 年の基金制度創設以降、数度の法改正により、排出事業者責任が強化されてきたにもかかわらず、産業廃棄物を適正に処理している企業が費用の出えんを求められることについての不満感や不公平感がある。

しかし、不法投棄等をされた都道府県等においては、自主財源のみでは行政代執行を行うことが困難な場合も多く、迅速な支障除去等を行うためには何らかの支援を必要としている自治体も多い。また、都道府県等の境界を越えて流入し不法投棄等をされた産業廃棄物について、なぜ不法投棄等の現場となった都道府県等が多額の費用を負担して支障除去等をしなければならないのかということについて、強い疑問や不満感が生じている例が多く見られる。一方で、支障除去等を実際に行う際には、本基金が産業界の一部負担により運営されていることが明確であることから、地元住民や議会の理解を得やすくしているといった側面もある。

このようなことから、平成 10 年の制度創設以降、産業界からの出えんを多く受けながら運営されている基金は、地域間の公平性を確保するとともに住民や議会の理解を得る上で一定の成果を挙げた制度であると言えることができる。また、産業廃棄物の広域移動

についての理解を促進するという役割も担ってきた制度である。

環境省においては、さらに不法投棄等の撲滅に向けた活動を推進する必要があるが、現時点では支援制度がその目的を達成し必要がなくなったと言えるような状況には未だに至っていないことから、支援制度の延長について検討する必要がある。

3. 新たな支援のスキームの検討

平成 25 年度以降の新たな支援のスキームに関しては、当懇談会においてさまざまな議論が交わされてきたが、これまでの議論の結果を踏まえ、支援の対象をどうするのかについて検討する必要がある。

都道府県等から支援の要請があった事案を対象とすることについては、行政対応の検証が必要であり、その内容を確認した上で支援の可否を決めることが求められている。行政対応検証の結果によって、支援の内容に差をつけることも考えられる。その場合、不法投棄等の可能性があるにもかかわらず、行為者に対して、強制力を持たない行政指導を継続し、不法投棄等の状況に改善が見られず、措置命令を発出するまでに多くの時間を費やしているような場合、基金からの支援について厳しい対応も考えられる。

また、不法投棄事案と不適正処理事案を分けて支援の内容を検討することも考えられる。具体的には、不法投棄が最終処分場等廃棄物処理法上の許可施設等ではない場所に、廃棄物を不法投棄された場合、都道府県等の努力にもかかわらず、発見するのが困難な場合がある。一方、不適正処理は、廃棄物処理法上の許可業者が、例えば中間処理業者であれば、許可されている内容を超えて大量の廃棄物を受け入れたり、安定型最終処分場であれば、受け入れてはいけない廃棄物を受け入れる等のことが考えられる。廃棄物処理法を遵守すべき許可業者にあってはならないことであり、指導監督する立場の都道府県等が、どのような対応を行ってきたのかによって、支援に差を設けることが考えられる。

費用負担については、集めやすいところから集めるというのではなく、できるだけ不公平感の少ない負担による支援方式とすること、一部の業種が集中して負担するのではなく、産業廃棄物に関係する方から広く薄く基金の財源を集める仕組であること、基金の財源を集めるためのコストができるだけかからないこと、業種ごとの負担を考える際に必要な配慮をすること、などが挙げられている。

以上のようなことを踏まえ、いくつかの方式についてメリットとデメリットを整理し、検討することとしたい。

(1) 産業廃棄物排出量に応じた負担方式

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として廃棄物処理法が制定された。しかし、産業廃棄物の

排出量は依然として多く、よりいっそう産業廃棄物の総排出量を抑制していくことが重要である。

このようなことから、国と都道府県等の負担に加えて、産業廃棄物の排出事業者が排出量に応じて負担をする方式が考えられる。

この方式のメリットとしては、環境への負荷に一定の関連性を有する産業廃棄物の排出量に応じた公平な負担となることなどが挙げられる。一方、この方式によるデメリットとしては、対象数が膨大となるため、ある程度以上の規模の排出事業者を対象とすることが考えられ、一部の排出事業者のみが対象となる可能性があること、既存制度の活用が困難であることなどが挙げられる。

(2) 産業廃棄物処理量に応じた負担方式

産業廃棄物の排出量ではなく、処理量に着目することも考えられ、国と都道府県等の負担に加えて、産業廃棄物の処理を行う者が、処理量に応じて負担する方式が考えられる。

この方式のメリットとしては、環境への負荷に一定の関連性を有する産業廃棄物の処理量に応じた公平な負担となることなどが挙げられる。一方、この方式によるデメリットとしては、処理を行う者が極めて多いことから、事務処理コストが高くなることなどが挙げられる。

(3) 産業廃棄物最終処分量に応じた負担方式

廃棄物の発生量の増大や最終処分場の確保困難、不法投棄の増加などの状況から、循環型社会形成推進基本法が制定された。循環型社会形成推進基本法においては、循環資源の全部又は一部のうち、再使用、再生利用又は熱回収による循環的な利用を優先していることから、循環型社会の形成を推進していくためには、よりいっそう産業廃棄物の最終処分量を減少させていくことが重要である。

このようなことから、国と都道府県等の負担に加えて、産業廃棄物の最終処分量に応じて負担する方式が考えられる。

この方式のメリットとしては、環境への負荷に一定の関連性を有する産業廃棄物の最終処分量に応じた公平な負担となること、(2)に比較して負担者が限定されていることから、事務処理コストが比較的低下することなどが挙げられる。一方、この方式によるデメリットとしては、一施設当たりの負担額が比較的大きくなることなどが挙げられる。

(4) マニフェスト方式

以上の方式以外にこれまでの議論においては、マニフェスト発行枚数を基準として、国と都道府県等の負担に加えて、マニフェストを通じて必要な財源を確保する方式が

考えられた。

この方式のメリットとしては、支障除去等のための費用負担を広く薄く分かち合うことができること、既存のシステムを利用することから事務処理コストが他の方式と比較して低くなることが挙げられる。一方、この方式によるデメリットとしては、自己処理が対象外になることなどが挙げられる。

(5) 団体等出えん方式（現行方式の修正案）

この方式は、国と都道府県等の負担に加えて、団体等の出えんにより必要な財源を確保する方式である。

この方式のメリットとしては、団体を構成している個々の企業レベルで見れば比較的広く薄く費用を負担しているということができ、任意の出えんであることなどが挙げられる。一方、この方式によるデメリットとしては、産業界から負担額の公平性について不満が見られることなどが挙げられる。

なお、今後は、社会貢献としての出えんであることを環境省のホームページ等に出えん者の情報を掲載するとともに、一般からの出えんも募るといったことが考えられる。